

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和5年1月11日(水)
午前10時開会、午後2時37分散会
(休憩：午後0時6分～午後1時3分)
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、神崎浩之委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記
- 6 説明のために出席した者
佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、
西野教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、
古川教育企画室予算財務課長、度會学校教育室学校教育企画監、
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長
- 7 一般傍聴者
2人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 委員長の互選について
 - (3) 継続調査(ふるさと振興部関係)
「専修学校高等課程における教育活動等について」

9 議事の内容

○**岩城元副委員長** ただいまから文教委員会を開会いたします。

去る12月15日、千葉絢子議員が議員辞職したことにより、当委員会の委員長が不在となっておりますので、私が暫時委員長の職務を代行いたします。よろしくお願いいたします。

この際、1月6日付で議長において商工建設委員会から当委員会の委員に所属変更されました神崎浩之委員を御紹介申し上げます。

神崎浩之委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○**神崎浩之委員** 神崎浩之です。このたびは、凶らずも議論活発な文教委員会に異動ということで、お手やわらかにどうぞよろしくお願いいたします。

○**岩城元副委員長** それでは、これより本日の会議を開きます。本日は、お手元にお配りしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委員席につきましては現在御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩城元副委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、不在となっております委員長の互選を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩城元副委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法につきましては、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩城元副委員長** 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることと決定いたしました。

指名の方法については、当職において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩城元副委員長** 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

文教委員長に佐々木宣和君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました佐々木宣和君を文教委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩城元副委員長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木宣和君が文教委員長に当選されました。

ただいま当選されました佐々木宣和君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

佐々木宣和委員長、委員長席にお着き願います。

〔佐々木宣和委員長、委員長席に着席〕

○**佐々木宣和委員長** ただいま皆様方の御推挙により、文教委員長となりました佐々木宣和でございます。皆様方の御協力によりまして、委員長の職責を果たしたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、継続調査を行います。お手元に配付しております日程表のとおり、専修学校高等課程における教育活動等について、現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、現地調査を行うこととしているため、執行部に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、教育委員会から、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められております。このため、現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後教育委員会の職員を入室させた上で、午後1時から委員会を再開し発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動しますので、玄関前まで御移動願います。

〔専修学校高等課程における教育活動等について、現地調査を実施〕

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐々木宣和委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育委員会から令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められておりますので、これを許します。

○**千田生徒指導課長** 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、本県の状況をお手元の資料に沿って説明いたします。

資料1の1ページをごらんください。本調査は、統計法に基づき国が実施している一般統計調査であり、文部科学省において児童生徒の問題行動・不登校等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするため毎年実施しているものであり、資料1は本調査における本県の国公立学校の調査結果等の概要でございます。

調査方法等の調査対象期間、調査項目・調査対象、調査項目の定義につきましては、記載のとおりでございます。

なお、数字につきましては、国立、公立、私立の全ての学校の結果を合わせた数字となっており、本調査結果につきましては文部科学省が公表している情報以外の情報については、都道府県教育委員会等においても公表できないこととなっておりますが、本県の状況につきましては、県教育委員会として本調査によらない調査等で把握している内容等につ

きましては説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、2ページをごらんください。調査結果の一つ目は、暴力行為の状況です。(1)の小中高等学校の合計のデータを見ますと、令和3年度における発生件数の合計は665件であり、前年度と比べて101件の増加、1,000人当たりの発生件数は5.7件となっています。

校種ごとの内訳は、(2)から(4)に記載のとおりです。小学校の暴力行為の発生件数の合計は457件で、前年度より97件増加、中学校は174件で、前年度より5件増加、高等学校は34件で、前年度より1件減少です。暴力行為の形態は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4種類に分類されており、どの校種においても生徒間暴力が発生件数の大半を占めています。小学校では、生徒間暴力が413件で、前年度より99件増加、中学校では146件で、前年度より23件の増加、高等学校は23件で、前年度と同数となっています。生徒間暴力の件数は、いじめ認知と相関があると捉えているところです。いじめの態様の中のとたいたり蹴ったりという行為については、いじめだけでなく生徒間暴力としても集計しているケースがあります。

次に、3ページをごらんください。いじめの状況についてです。初めに、(1)、認知件数は8,039件であり、前年度より107件の減少、1,000人当たりの認知件数は67.4件であり、前年度より0.6ポイントの増加です。校種別に見ますと、小学校の認知件数は6,346件で、前年度より6件減少、中学校の認知件数は1,236件で、前年度より160件減少、高等学校の認知件数は332件で、前年度より12件増加、特別支援学校の認知件数は125件で、前年度より47件増加となっています。

次に、(2)、いじめの発見のきっかけですが、上のグレーの部分は学校の教職員等が発見で、その下に学級担任が発見、学級担任以外の教職員が発見などの内訳があります。表の中央あたりに学校の教職員以外からの情報により発見があり、その下に本人からの訴え、当該児童生徒本人の保護者からの訴えなどの内訳があります。構成比を見ますと、学校の教職員等が発見が64.6%で、学校の教職員以外からの情報により発見が35.4%となっています。中でもアンケート調査など、学校の取り組みによる発見が最も多くなっており、56.2%という構成比になっています。このアンケート調査の取り組みによる発見が全体の半数以上を占めており、アンケート調査がいじめ発見の重要なツールとなっていると言えます。

続いて、(3)、いじめの現在の状況です。小中高等学校及び特別支援学校を合わせた全体の解消率は84.1%で、前年度より4ポイントの増加です。

続いて、(4)、重大事態です。いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数は20件、うち第28条第1項第1号の生命、心身、財産重大事態は11件、同項第2号の不登校重大事態は9件です。

次に、4ページをごらんください。長期欠席の状況についてです。初めに、(1)、理由別長期欠席者数は、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルス感染回避、その他を全て含めての数になりますが、小学校は710人で、前年度より188人増加、中学校は1,502

人で、前年度より 269 人増加、高等学校は 787 人で、前年度より 199 人増加となっています。

次に、(2)、不登校児童生徒数です。小学校の不登校児童数は 471 人で、前年度よりも 115 人増加、1,000 人当たりの不登校児童数は 8.4 人で、前年度より 2.2 ポイント増加、中学校の不登校生徒数は 1,208 人で、前年度より 192 人増加、1,000 人当たりの不登校生徒数は 39.6 人で、前年度より 6.4 ポイント増加、高等学校の不登校生徒数は 591 人で、前年度より 75 人増加、1,000 人当たりの不登校生徒数は 19.8 人で、前年度より 3.2 ポイント増加でした。1,000 人当たりの不登校児童生徒数で考えると、小中高等学校いずれも増加傾向が見られます。

高等学校中途退学者の状況です。初めに、(1)の中途退学者、中途退学率ですが、令和 3 年度の中途退学者数は 326 人で、前年度より 44 人増加、中途退学率は 1.0%で、前年度と比べて微増です。

次に、(2)の事由別退学者数ですが、一番多いのは進路変更の 170 人で、構成比は 52.1%、次いで学校生活・学業不適応の 35.0%という結果になります。退学の理由が進路変更、学校生活・学業不適応で約 9 割となっていることから、中高の連携、特に進路指導等の充実をさらに図る必要があること、あわせて高校入学後においても生徒一人一人に寄り添った教育活動、そしてきめ細かな対応をしていくということがより一層必要であると認識しています。

続いて、資料 2 の 1 ページをごらんください。令和 3 年度中に認知したいじめの現在の状況の調査についてです。このいじめの現在の状況については、先ほど説明しました令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査とは別に、いじめの解消率について、本県独自に公立学校を対象に追跡調査を行ったものです。

令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめの現在の状況について、解消に向けて取り組み中と報告のあった事案を追跡し、年度が明けて 3 カ月以上がたった令和 4 年 7 月末現在での状況を調査したものです。解消率は、全体で 98.1%となっています。いじめの解消については、国のいじめ防止基本方針において規定されておりますいじめ解消の定義に基づいて学校が判断しています。解消には二つの要件があり、一つは少なくとも 3 カ月を目安とする相当の期間、いじめの行為がやんでいること、二つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つです。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人とその保護者の双方に対し、面談等で確認することとなっています。

次に、2 ページをごらんください。この追跡調査とあわせて、今後より多くの学校に取り組んでもらいたい内容を示し、各学校に通知しているところです。被害児童生徒はもちろん、加害児童生徒双方の子供たちに寄り添い、全ての事案が解消に至るよう、引き続き教育相談体制の充実に努めているところです。説明は以上です。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○小西和子委員 まず、暴力行為の状況についてお尋ねします。

これを見ますと、小学校の生徒間暴力というのが突出してふえております。これをどのように分析しているのでしょうか。先ほど、たたいたり蹴ったりという行為はいじめ認知と相関があるということですが、発達障害とのかかわりがあって、特定の子供がかなりの回数暴力行為を行ったということが過去にありました。具体的にどのように情報をキャッチしているのかということです。生徒間暴力の発生件数が突出してふえていることについて、まずお尋ねしたいと思います。

二つ目は、いじめのところで、特別支援学校はあまり多くはないはずなのですが、47件も増加しているということについての分析はどのようになっているのかと思いました。

それから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態発生件数が20件で、第28条第1項第1号及び同項第2号両方に該当するものが1件、そのほか11件、9件とありますが、ここを具体的にお知らせください。

それから、4ページの長期欠席のことですが、高等学校で見ますと、以前であれば私立が大部分多い年度がありました。公立は横ばいなのだけでも、私立がぐっとふえましたということがありましたけれども、今回の調査の高等学校の公立私立の内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、不登校児童生徒のところでございますけれども、ここも小学校の不登校児童数のふえ方について、例えば中ほどの表でいいますと、小学校の平成29年度が202人、令和3年度は471人と、倍以上ふえているということです。これは、ゆゆしきことだと思っております。このことはどのように分析して、対処していくのかということをお聞きしたいと思います。

○千田生徒指導課長 まず、小学校の暴力行為についてでございます。小学校での生徒間暴力の件数が増加していることは県教育委員会としても課題と捉えております。先ほど申しましたとおり、令和2年度314件から令和3年度413件と99件の増加ということでございます。特に中学校、高校と違いまして、小学校は発達の特性上、新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けたことも増加の要因として考えられると分析しております。

二つ目でございますが、特別支援学校のいじめの増加でございます。こちらにつきましては、特性もあるかと思うのですが、まずは特別支援学校の先生方も含めて、いじめの積極的認知が進んでいるという動きがあるかと思っております。さらに、聞くところによりますと、同じ児童生徒が何度もお子さんをかえるような形で加害を繰り返している事案もあると聞いておりました。こういったことも件数増加の一つかと捉えております。

いじめ重大事態については20件でございますが、文部科学省では小学校、中学校、高校の校種別の数字は公表していないところでございます。こちらについては県教育委員会が把握している県立学校ではございますが、この20件のうち7件が県立学校でございます。6件が第1号、1件が第2号となっております。

4つ目は、不登校の高等学校の状況についてでございます。こちらも国公立、私立を分

けてという公表はされておりませんが、先ほどお話があった状況は令和3年度でも同様のことが言える状況だと捉えております。

五つ目といたしましては、不登校の小学校のところでございますが、不登校の要因は一人一人異なりますけれども、全国の小中学校の傾向といたしましても、やはり無気力、不安が全体の約5割を占めており、本県も同様の傾向にあると把握しているところでございます。こちらにつきましては、やはり不登校の発生の初期段階における丁寧な子供の状況のアセスメントが必要であると認識しておりまして、これまで以上に教育相談活動、教育相談体制の整備を整えてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 十数年前から右肩上がりにふえてきたというのは、教職員の人数も減ってきている、それから精神疾患の教職員がふえてきたがために、それをカバーするといった働き方をしているわけです。現場は、かなりきついです。岩手日報が報じた小中教員働き方改革進まずを go らんになったと思いますけれども、その中にあった教職員の勤務の仕方です。県央部の40代中学校教員は、午前7時から午後9時まで休みなく働いて、週末は部活動がある。残業すると怒られるため、タイムカードを早く切って家で仕事をする教員は多いと言っているわけです。もうフル回転しても、学校にいる間にこなせずに、うちに持ち帰って仕事をしているというのが現状であります。いじめや不登校などを何とか教職員が早く発見して対処したいと、みんなそう思っているのですけれども、人が足りない、業務はふえるばかりです。新しいことが入っても、前の分はいいですということはありません。前にも話しましたが、平均1.5倍の労働を教職員は強いられています。もう将棋倒しになるのではないかとこのところまで来ております。

そこで、11市町村がプラン未策定とありますけれども、ぜひ県教育委員会がサポートして、プランを策定することを来年度の目標にしていきたいと思います。そして、本当は先生にこのことを話したいのだけれども、忙しそうだから我慢するなど、子供にそんなことを思わせないように、教職員が子供としっかりと向き合える働き方に変えていっていただきたいと思っております。

前回の文教委員会の際に、佐藤教育長がお話をしてくださいました。以前、佐藤教育長がリーダーになって、働き方改革の冊子をつくったのです。そのときそのまま現場に下りていけば、市町村教育委員会がみんな取り組んでいけばこんなことにはならなかったのです。何とか岩手県の教育を立て直すために頑張っていきたい。

沖縄県では、精神疾患の教職員を減らすために、かなりの予算を使っています。その予算を子供たちに向けるためにということで、精神疾患の教職員を減らしましょうという取り組みをしています。ぜひ岩手県教育委員会でもそのような取り組みをしていただきたい。教員にも家庭があるのです。ところが、家族と一緒に過ごす時間はほとんどありません。とにかくいじめ、不登校を改善するためにも、小中学校の教職員の働き方改革というのが大きなポイントであると考えますので、そのことを佐藤教育長にお聞きして終わります。

○佐藤教育長 今委員からお話がありましたように、平成20年、平成21年にかけて教員

の多忙化解消に向けた提言集を出しておりました。先月の常任委員会でそれを紹介し、改めてこの徹底ということと、それから市町村教育委員会で未策定が3分の1あるということで、市町村教育委員会教育長に早期につくっていただくよう要請しているということも話をさせていただきました。改めて小学校の暴力や不登校の数値が非常に厳しい状況に増加しているということも見ておまして、喫緊の課題と捉えております。

そういった意味でも、昨年この数値が公表になる前に、県教育委員会としても対策、対応が喫緊の課題でありますので、学校を支えるために、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーを10月から任用しまして、学校支援に努め始めてきているというところです。令和5年度につきましては、常勤化を予定しておまして、市町村教育委員会との不登校等対応に向けた体制の整備、拡充、強化に向けて現在検討しているところであります。

今後の対応について、県教育委員会といたしましても市町村教育委員会、それから関係機関等と連携を図りながら、学校現場をしっかりと支えていくような体制づくりの強化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○小西和子委員 現場は、アドバイザーよりも現場に人を入れてほしいと願っておりますので、それをお願いして終わります。

○神崎浩之委員 神崎です。きょうから参入しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

二つ聞きたいのですけれども、全国調査ということで、岩手県は全国に比べてこの4項目はどのような位置にあるのかということ、あわせて東北地方ではどのような位置にあるのかということをお聞きしたいと思います。

○千田生徒指導課長 まず、顕著なところでは、不登校の状況でございますが、都道府県で見ますと、本県は1,000人当たりの児童生徒数が低いほうから2番目でございます。

暴力につきましては、1,000人当たりの発生件数が全国は6.0件で本県は5.7件でございます。若干全国よりも下回っており、中位というところであります。

それから、いじめの認知件数につきましては、1,000人当たりの認知件数でございますが、全国平均47.7件より高い数字で、9番目に多い状況であります。

中途退学につきましては、全国の中途退学率が1.2%でございますので、少ないほうから数えて10番目から14番目といった状況でございます。

○神崎浩之委員 その数を聞いて、多いとか少ないということではなくて、重要なのはきちんと把握されているかということです。隠しているというわけではないけれども、やはりきちんと認知されて、素直な数字が出ればいいと思っております。

もう一つは、ここで数字だけで話をしていますが、本当は一人一人なのです。10人でも5人でも1人でも、そういう困っている方がいるということは、それに対して対応しなければならない。低いからいいという話ではなくて、一人一人を見ていくという政策が重要だと思いますので、そういう目で見ていきたいと思っております。

二つ目に3ページの特別支援学校のいじめの件で、やはり高等学校の数に比べて特別支

援学校の数が多くて、これはどうなのかと思っているのです。一つは前段の調査の暴力行為について、学校別に出ていないからなのですが、特別支援学校の暴力行為の状況も、2ページの中に入っているのかということをお聞きしたいと思うのです。

いずれこれは全国の調査だからしょうがないと思うのですが、特別支援学校におけるいじめや暴力をどのように捉えて対応していくのかということ、非常に心配だというか、興味があって数字を見ているのですけれども、他の学校と同じような感じで数だけ捉えていくのかです。どうしても障害の特性なり、その人の特性というのがあります。そういうことも踏まえて、この特別支援学校の125件という数に驚いています。この数だけ見れば、非常に大変だということになってしまうのですが、暴力行為の中でそのあたりがどのように出ているのかということをお聞きしたいと思います。

○千田生徒指導課長 いじめの定義であるけんかやふざけ合い、そして暴力行為についても、背景にある状況の調査等を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断しているものでございまして、特別支援学校だからとか小中高等学校だから分けるということは、基本的にはしていないというものでございます。

申しわけございません。暴力行為のところには入っておりません。

○近藤特別支援教育課長 特別支援学校におけるいじめの認知ということで、現場での勤務の経験からお話ししますけれども、例えば、ある特定のお子さんに対してすごく拒否反応を示してしまうというような特性があったとします。そのお子さんと同じクラスだったりすると、なかなかそこを分けて指導するというのも、体制を取れるときと取れないときがありますので、教職員の体制を組みながら、そのお子さん方のかかわりをきちんと見ていくという体制を取るようになっています。特性に応じた対応をきちんと教職員の体制を組みながら継続して見ていくということです。ただし、その特性自体は解消できるものとはできないものがあり、なかなかすぐに解消には至らないということもございまして、人間関係を育てていくという面から、全く離すということではなく、こういう場面なら一緒にいられるとか、全体の中で例えばそのお子さん方がいられる場面を少しずつつくっていくとか、そういう関係を育てていくということもあわせて取り組みながら対応をしているところでございます。

件数が多くなっているというところは、なかなかどういう状況がというところはつかんでおりませんが、例えば環境の変化にとっても弱いお子さん方もおります。コロナ禍なので、今までと違うような制限された環境で学ばなければならないというようなところがもしかしたら響いているという可能性もあるかと考えております。

○神崎浩之委員 非常に特別支援学校における数字の捉え方というか位置づけというのは、難しいと思うのです。ではこの125件に対してどうするのかということです。例えば、いじめにしても暴力にしても、意図してやる場合と、そうではなくて自然に、特性からやってしまうということもあります。通常であれば、何か意図して意識的に、わざといじめたというようなことがありますけれども、こういう場合というのはどうも合わないというよ

うなこともあるわけです。これは意図して意識的にやっているのもあるでしょうし、意図しないでもそういう行動になってしまうという両方の数でいいのか。それに対して、あとどうするかです。先ほどの話のように人をふやすとか、建物の構造的に対応するということが、この特別支援学校の125件に対して、県教育委員会はどのように位置づけて対応しているのかということをお聞きしたいと思います。ほかとはまた違うと思うのです。しかも、高等学校に比べて数的に多いように見えるのです。このままほっておくわけにはいかないで、そのあたりはどう考えて進もうとしているのかお伺いします。

○近藤特別支援教育課長 今委員御指摘のとおり、意図的かというと、そういうところで発生しているいじめというのも確かにあると思います。そのほか、先ほど私が例を出したように、ある障害の特性から来て、それを相手が嫌だと思って、それをいじめと受け取ればいじめになってしまうというものもあるかと思っています。教職員はアンテナを高くして、被害を受けている生徒、いじめられたと思っている生徒の気持ちをきちんと把握しながら、その子を取り巻く環境をどう整備していったらいいのかという観点で見ていく。そのためには、例えば同じクラスなのだけれども、先ほど言ったとおり分ける時間があったり、あるいは大きい集団であれば大丈夫だからというところで捉えたりということもあるかというように、特性に対してはそういう対応をしていくべきかと思っています。

いわゆる意図的にいじめるということに関しても、知的の程度によって、やはり理解できるレベルがあると思いますので、その子に応じたわかるというところを根気強く指導していくといった流れのところしかないかと考えております。

○岩淵誠委員 このデータはデータとして、こういうことをしたということであれば、いづれ子供たちの心に波立っているのかということ、深刻に捉えるべきだろうと考えております。これは国の調査でありますけれども、そこからどう県教育委員会が分析して、さらに読み解いているかということについてお伺いしたいと思います。

まず一つは、ここ十数年来、岩手県において、特に子供の心のケアについては、復興という観点から、被災地に対していろいろな配慮を行い、心のケアを図ってきたわけでありましてけれども、この暴力行為、いじめ、不登校において、被災地の状況はどうなっているのか。これは、全体のトレンドも含めて、把握しているのであればお示しいただきたい。

○千田生徒指導課長 被災地における生徒指導等も非常に重要な課題であると思っております。特に不登校については、若干沿岸部で高い数字になっていると認識しておりまして、継続して支援等を進めていかなければならないと思っております。

○岩淵誠委員 沿岸部で、教育事務所関係にお訪ねする機会もあるのですが、学齡的な問題なのか、それとも環境的な問題なのか、これはよくわかりませんが、よくお話いただくのは、震災後に生まれたお子さんのほうが、問題行動の傾向としては出ているということです。その要因としては、御家庭の問題が子供の心のケアの問題につながっており、これがふえているという御指摘も頂戴することがあるのですが、沿岸部で不登校が多いということをおさらにかみ砕いていくと、どういう年代で多くて、その主因として考え

られるのはどういったものなのか、この辺の分析はされていますか。

○千田生徒指導課長 学年別の詳細のところまでは、まだ分析に至っていないところではございますが、かなり生活リズム等が話題になっております。特に家庭でのゲーム、あるいはその他のことについては、沿岸部に限らないところではございますが、小学校、中学校の学校生活などかなりいろいろなところで話題になっております。

○岩渕誠委員 これは、特に岩手県の課題として、沿岸部の子供のケアというのはそれなりの体制と、金銭的にはなかなか不十分なところがありますけれども、やっているわけですから、さらに精査して分析をしていただきたい。その上で、早急な対応をお願いしたいと思います。

今不登校の要因について、ゲームなどいろいろな話がありました。ということは、複合的な要素もありながらも、恐らく主な要因については分析をされるのだと受けとめました。そうであればお聞きいたしますけれども、いじめの主な要因としてどういったものがあるのか、それからそのことがどういうトレンドにあるのか、特徴的なものがあればお示しいただきたいし、それからこれは不登校も同様に、主因についてどのように分析されているのか、その特徴的なもの、あるいは懸念されるものがあればお示しいただきたい。

○千田生徒指導課長 いじめにつきましては、文部科学省の見解によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活になったところ、部活動、学校行事など、さまざまな活動が徐々に再開されたことにより、接触機会がふえたということがまず大きいと思っております。そして、本県におきましても同様のことが言えると分析しているところでございます。

不登校につきましては、先ほどのお話と重複いたしますが、不登校の要因は一人一人異なりますが、小中学校の傾向は無気力、そして不安というところが全体の5割を占めているところでございます。さらに、そういった無気力、不安がどのようになるのかということで分析していくと、日常の生活の仕方、あるいは学業にかかわること等が背景としてあるといったことが聞かれるところでございます。

○岩渕誠委員 いじめについて、接触機会がふえたからいじめがふえたのだという理由に受けとめたのですが、それは文部科学省も言っているけれども、単純に人と接触する機会がふえて、やり合うのがふえてしまったからいじめがふえたという認識なのですか。

○千田生徒指導課長 そういった機会がふえたということも一つですし、そのことによって子供たちのさまざまな活動が以前よりも活発になって、いじめの発生もふえたと捉えております。

○岩渕誠委員 そういう分析では、はい、わかりましたというわけにはいきません。ウイルスだったら感染もします。けれども、いっぱい人が来たからいじめがふえますというのは、ちょっと短絡的だと思います。もう少し複合的にやらないと、それでは何でそれが起きるのかというようにもう一枚を掘り下げていかないと対応策にならないと思います。

不登校の話がありました。無気力、不安が5割で、それを含めていくと日常生活が雑に

なるという話がいろいろと出てきました。いろいろと伺っている中で、最近中部地区のほうで、学業のつまずきがいじめの対象になり、それが不登校になっているということがふえてきているのではないかという指摘も私は伺っております。その分析が学業に伴うものであればこうしたい、あるいは日常生活、例えばゲームを深夜までやって、朝起きられなくて来ないということであれば、どういう指導をするのかという、ある程度課題が見えてきているのだとすれば、そこについてのアプローチをどのように考えているのですか。

それから、私が前段に言ったところは認識としてあるのかどうか、お示しいたきたい。

○千田生徒指導課長 不登校の要因につきましては、先ほど無気力、不安というお話をさせていただきますましたが、生活リズムの乱れだとか友人関係をめぐる問題、さらに小学校においては親子のかかわり方などというのも要因として挙げられているところでございます。学業の不振ということも、複合的にその要因ということで学校でも捉えているのは承知しているところでございます。

不登校になりかけている子供たちの学習の支援は非常に大切なものでございまして、学校としても別室で学習を支援したり、あるいは家庭に訪問して教材を届けたり、リモートでの学習を試みたりという努力、工夫をしているということでございます。

○岩淵誠委員 今の話の中で、教育現場の中で完結するというのであれば、それはそれでいいと思います。DXも進んでいますから、不登校に対してリモートで学習するなど、いろいろな接触機会をふやして、心を穏やかにしてもらおうということは大事だと思います。一方で、日常生活や親との関係というのは、まさにこれは教育の範疇の中だけでは解決できないものなので、それは日ごろから福祉分野ともいろいろ連携を取ってやっているというのは承知しているのですが、その頻度や見直しについては、かなり早い対応をしていかないと、多分これは解決につながらないのだと思います。こういう全体規模の話で、PDCAサイクルを1年で回して課題をどうするかではなくて、やはり一人一人ということになっていくと、きょう課題をつかんだら、あしたには方向性を出して解決に向かうというような、その回転を速くすること、ここで得られたプロセスについては共有することは大事だと思うのですが、福祉分野も含めて、このあたりの展開に課題はないですか、今後どうしますか。

○千田生徒指導課長 福祉部局との連携は、非常に大切であると認識しております。不登校児童生徒の初期の段階での適切なアセスメントは極めて重要であると捉えておりまして、専門家の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置、派遣等によりまして、学校の支援に努める必要があると考えております。

○岩淵誠委員 それはよくわかっているし、やっていると思うのですが、問題はそのスピード感なのです。月一定例会をやっていますとか、何かあればやっていますではなくて、どれくらいになるのか。とにかくチャンネルは開いているわけですから、きょうこういう問題があつてこうなっている、ではこれはどうしようかというのをやはり即座に対応できる体制を取らないと、これは解決しないと思います。やっていることはわかっている

ます。だけれども、そのスピード感をどう持っていくか。やはりこれは一種有事なのです。有事ですから、それを大きく構えるのです。大きく構えて、あと縮小できればいいのです。それを、初めに小さくやって、あとから大きくやろうといったって、これは戦略として絶対にやってはいけないというものなので、いじめや不登校はやはり有事だと考えて、大きく構えて早くやるということが何事も必要だと思うのですが、その点が少し弱いのではないかと私は思っています。見解があれば伺っておきます。

○千田生徒指導課長 スピード感を持ってやるということは、そのとおりであると認識しております。学校などでも定期的にケース会議などを開いているところでございますが、今回のような状況となっております。こういった状況も踏まえまして、各学校が取り組みをさらに進めていけるように、支援体制を整えてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 たくさん聞きたいことがあるのですが、時間が限られていますので、まずいじめ問題について伺います。

いじめ防止対策推進法に規定する重大事態について、発生件数 20 件と増加しています。先ほど県立学校は 7 件ということでしたが、小学校も中学校も明らかにしておかしくないのではないのでしょうか。

○千田生徒指導課長 校種別の重大事態発生件数についてでございますが、先ほど申しましたとおり、令和 3 年度県内で発生した重大事態 20 件のうち、県立の高等学校で発生した重大事態は 7 件でございます。小学校、中学校につきましては、公表になっておりませんので、残りの 13 件につきましては県立学校以外の国立、市町村立、私立ということでございます。

○斉藤信委員 これは、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態なのでしょう。法律にかかわっているのだから、その校種別が明らかにできないという話はないでしょう。この 20 件というのは、1,000 人当たりの発生件数 0.17 件で全国 2 番目です。それをしっかり受けとめていますか。

○千田生徒指導課長 重大事態の発生件数については、十分に承知しているところでございます。重大事態につながらないように、各学校において、未然防止、そして適切な対処について、今後取り組んでいかなければならないと認識しております。

○斉藤信委員 重大事態というのは、生命、財産、そしていじめによって 30 日以上不登校を強いられるという深刻な事態です。私は、こういう重大事態については、第三者機関でしっかり調査して、その教訓を全体のものにすべきだと思いますが、この 20 件はどの機関でどのように調査されているのでしょうか。その調査の中で明らかになった重大事態の内容、特徴はどうなっているのでしょうか。

○千田生徒指導課長 重大事態における調査等についてでございますが、基本的には学校が調査主体となりまして、学校のいじめ防止等の対策のための組織に第三者を加えて調査を実施しております。ただし、学校主体の調査では、重大事態への対処や再発防止に十分な結果が得られない場合など、県教育委員会が設置している附属機関である岩手県いじめ

問題対策委員会において調査を実施しております。

内容といたしましては、仲間外れ、集団による無視をされるが最も多く、次いで冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等の態様がございます。特徴といたしましては、第1号であります生命、心身、財産に関連する事案が6件、不登校に関連する事案が1件という状況でございます。課題といたしましては、やはり初期対応における適切な対処であると認識しております。

○**斉藤信委員** 今は、県立学校に係ることを言ったのです。では、県立学校について聞きますけれども、学校での調査は7件全部やられたのか。

もう一つは、岩手県いじめ問題対策委員会で調査された件数は何件ですか。

○**千田生徒指導課長** この7件でございますが、学校主体の調査は7件、岩手県いじめ問題対策委員会で調査したものは1件でございます。

○**斉藤信委員** 全体の20件を含めて、調査報告書は県教育委員会に報告されるのでしょうか。

○**千田生徒指導課長** 設置者への報告ということになっておりますので、基本的には県立学校につきましては報告を受けているところでございます。

○**斉藤信委員** いじめ問題自体が大変深刻です。同時に、生命にかかわる、いじめによって長期の不登校に変わると、これは子供にとっては本当に将来にかかわる重大な案件なのです。それを学校任せにするということ自体、私は極めて軽視していると思います。何のために岩手県いじめ問題対策委員会があるのですか。重大事態こそ、岩手県いじめ問題対策委員会でしっかり調査して、その教訓を全体に返す。小中学校の案件だって、県教育委員会に報告書が来て、全体に共有されるべきだと思います。岩手県いじめ問題対策委員会をつくっているのだから、重大事態についてはしっかりここで調査する。調査しないまでも報告書を検討する、そして教訓を全体に明らかにするということが必要だと思いますけれども、佐藤教育長いかがですか。

○**佐藤教育長** まず、重大事態のそれぞれの内容については、県立学校は設置者として県教育委員会と常に情報共有を図りながら対応しているところでございます。また、必要に応じて、教育委員との情報共有も図っているところであります。

なお、小中学校については、制度上は設置者としてそれぞれの首長への報告となっておりますが、一方では教職員に関係するような場合について、県教育委員会としても教職員の非違行為につながるものはないかどうか等も関心がございますので、そういうところについては市町村教育委員会と情報共有を図りながら対応していくということにしております。

○**斉藤信委員** せっかく岩手県いじめ問題対策委員会が常設されているのですから、重大事態くらいはしっかり調査、検討して、その問題点、課題、教訓というものを全体のものにすべきだと思います。

次に、不登校の問題についてお聞きいたします。きょうの資料は、あまりにもあっさりして、私は不登校問題に対する姿勢、構えが極めて不十分だと感じました。例えばこの表を見て、小学校の場合、比率でいくと4年間で2.33倍です。中学校は1.43倍、小中学校を合わせると1.60倍となるのです。本当に急増している。この状況をどのように受けとめていますか。

○千田生徒指導課長 不登校児童生徒の急増に係る実態把握についてでございますが、前年度比で小学校が471人で115人の増、中学校が1,208人で192人の増、高等学校が591人で75人の増、全体では2,270人で382人の増加となっております。背景といたしましては、生活環境のリズムの変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活においてさまざまな制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったことなどが挙げられており、本県でも同様の傾向があり急増したと認識しております。

○斉藤信委員 先ほど来、不登校の要因について、無気力、不安ということを言われました。これは学校の評価なのです。ところが、文部科学省が不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を出しました。この報告書は、不登校の子供たちと保護者を調査した結果です。最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけは、先生のこと、身体の不調、生活リズムの乱れ、友達のこと、それぞれ3割程度を占めていると。これは、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査と不登校児童生徒の実態把握に関する調査の結果に乖離が見られたと。要は学校の評価と不登校の子供たちの言っていることとに乖離が見られたということです。この報告書を読んでいますね。これはどのように受けとめていますか。

○千田生徒指導課長 不登校児童生徒の実態把握に関する調査についてでございますが、令和2年度の調査結果は、不登校児童生徒のさらなる支援の充実について検討することを趣旨として、小学校6年生、中学校2年生の児童生徒を対象に調査票による調査を行い、回答は複数回答可としており、回収は児童生徒、保護者を合わせて約4,000件と把握しております。

不登校児童生徒の実態把握に関する調査の結果によりますと、最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけに対する回答では、小学生では先生のこと30%、身体の不調27%、生活リズムの乱れ26%の順で高い割合となっております。中学生では、身体の不調33%、勉強がわからないが28%、先生のこと28%の順で高い割合となっております。また、小学生、中学生等の2割強は、きっかけが何か自分でもよくわからないと回答しているものでございます。

このように、不登校の要因は特定のきっかけに偏らず、多岐にわたる結果となっているものでございまして、今後不登校につきましては個々が抱える課題に応じた対応が求められることから、今後も一人一人に寄り添いながら適切な支援に努めるとともに、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりを目指して、不登校の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 不登校の要因分析で、学校の言い分と不登校の子供たちの言い分が全然違っていたら解決にならないのです。このことは、文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議の報告書でも指摘されました。2018年の12月ですけれども、公益財団法人日本財団が、不登校傾向にある子供の実態調査をやりました。私も前にこれを取り上げたことがあるのですけれども、これは不登校経験がある中学生 6,500人、そして卒業後の子供たち 1万3,500人を調査したものです。かなりの膨大な調査です。

この結果は、不登校傾向にある中学生が10%、33万人、これは社会に衝撃を与えました。不登校中学生の約3倍、10人に1人が不登校傾向です。中学校に行きたくない理由について、授業がよくわからない、よい成績が取れない、テストを受けたくない、学習面での理由がトップスリーなのです。言わば学校教育の中でストレスをためている、苦しんでいる、これが実態です。だから、不登校の要因が無気力、不安、生活リズムの乱れなどと、子供の責任にしたら解決しないのです。子供が苦しんで不登校になっているのです。

一言で言ってしまうと、管理と競争の教育の結果です。これは、国連・子どもの権利委員会が何度も日本政府に勧告していることです。極度に競争的な教育制度、学校制度が子供たちを苦しめている、これが国連・子どもの権利委員会の政府に対する勧告です。

不登校にずっと携わってきた親の会を支援してきた専門家は、こういう分析をしています。いじめ、不登校、校内暴力及び自殺、この四つの現れというのは、いじめはプレッシャーの転嫁、不登校はプレッシャーの忌避、校内暴力はプレッシャーへの攻撃、そして自殺はプレッシャーを感じる自分への破壊を意味しているということです。これら四つの現象が公教育から与えられているプレッシャーを原因としていることについて、日本社会において異論はないという分析であります。今の管理と競争の教育がこういう形で子供を苦しめて、それに耐えられなくなった子供たちが不登校に陥っているという認識に立たなかったら、本当の意味で急増する不登校を解決することはできないのだろうと思いますが、いかがですか。

○度會学校教育企画監 調査の主体や内容が違いますので、結果に差異が出てくるのは当然なのですけれども、千田生徒指導課長から申し上げたとおり、いろいろな要因があって多岐にわたるものでございますので、児童生徒一人一人の悩みや心配、不安に寄り添った支援を進めていくということは大前提でございます。

まず、先ほどの委員御指摘の公益財団法人日本財団の調査でございますけれども、授業がよくわからない、よい成績が取れない、テストを受けたくないというのが要因としては挙げられます。委員が先ほどトップスリーとおっしゃられたと思うのですけれども、正確に申し上げればそうではなくて、そのほかにもまず前提として上位にあるのが朝起きられないとか、疲れるだとか、学校へ行こうとすると体調が悪くなるだとか、そういったものがまずあって、そういったものは今回、問題行動調査における・・・。

○齊藤信委員 20分だから。短く。

○度會学校教育企画監 済みません。なので、ただ委員おっしゃるとおりで、だんだん増

加傾向にあるというのは確かでございます。

○**斉藤信委員** 時間がないから、もういいから。

私が言ったのは、もう一言足りなかった。身体的症状以外の要因です。身体的症状というのは、朝起きられないとか、もう学校に行くことが耐えられなくなっている、そういう症状なのです。私が先ほど話したのは、その前の原因です。

NHKもラインアンケートを取って、これは 378 人の不登校経験者の回答なのですけれども、先生との関係 23%、いじめを受けた 21%、決まりや校則になじめなかった 21%、大体こういう形です。管理と競争の教育が子供たちを追い詰めている。だから、無気力や不安が不登校の原因と子供に責任を押しつけては絶対だめだと思います。

きょうは、学校法人北日本高等学院星北高等学園に行ってきました。私が本当に感心したのは、解決志向の教育のポイントとして、一つ目は生徒を信じる、二つ目は生徒をねぎらう、三つ目は生徒のリソースを見つける、これは資源、資質です。そして、四つ目は、生徒がうまくやっていることを見つける。七つあるのですけれども、これだけにしましょう。言わば生徒を信じる、生徒をねぎらう、もう本当に生徒を主役にして、生徒の悩みに寄り添って、だから不登校を経験した子供たちも、本当にそこが楽しい場所として毎日通学している。きょう聞いたら、来年定員を 32 名にふやすのだけれども、40 名以上応募があるということで、もう全部受けられないと大変切実な声を上げていました。私は、教育の原点が問われるような中身だったと思うのですけれども、やはり子供たちに対するリスクト、信頼と尊敬、子供たちの力を信頼するということが本当に大事なのではないかと思います。

そこで、時間がないので最後に聞きますが、学校内外での相談、指導を受けたというのが全国調査で 65.7%、実態調査では誰にも相談しなかったのが約 4 割なのです。約 4 割は不登校になっても、どこにも誰にも相談しなかった。これは本当に深刻な問題であります。本当に気軽に相談できるような体制というものをしっかりとつくっていかなくてはならない、アウトリーチが大事だということが指摘されています。

これで終わりますけれども、国連・子どもの権利委員会の勧告を学校の先生がよく学んで、グローバルスタンダードで、子供たちに信頼を寄せてやる必要があるのではないかと思います。佐藤教育長に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** まず、県教育委員会としての対応の仕方というところは、これまでも各委員から御指摘があったところでございますが、まず全体としての対応が求められる部分と、それから個別具体的に児童生徒一人一人にどう向き合っていくかという部分があるかと思えます。例えば、不登校となった要因について、的確に把握すること、アセスメントの重要性があると思えます。

その場合に、学校関係者がまずはスタートになっていくのかとは思いますが、例えば、学級担任や養護教諭、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そしてその次の段階として児童生徒と保護者、家庭との共通理解をいかに深めていくか。さ

らに、深刻の度合い等に応じては、福祉や医療関係などの関係機関との連携というのも求められてきて、そこには組織的にしっかり対応していかなければならないと考えております。

そのときに、児童生徒にどう向き合うかでございますが、今委員から御指摘がありましたように、子供たち本人の希望といいますか、意向を尊重することも重要であると思えます。その場合には、児童生徒の立場に立った考え方、柔軟性というものも求められるのではないかと考えております。それらへどのように適切に対処していくかということで、先ほど小西和子委員からもアドバイザーだけではなくという御指摘もございました。特に小中学校の対応については、市町村教育委員会が設置者になりますが、今市町村でも教育支援センターの設置が3分の2にとどまっているというようなこともございます。また、ICTを活用した学習支援等も今さまざまな対応の仕方が可能となってきておりますし、フリースクール等の受け入れ機関といかに連携を図っていくか、そういったところの活用も視野に入れながら、いじめ、不登校等への積極的な対応は喫緊の課題でありますので、私どももさまざまな検討を進めながら、関係者と連携して対応をしていきたいと考えております。

○小林正信委員 この調査結果の調査項目と調査対象の中に自殺と教育相談という項目もあるのですけれども、これの説明がなかったかと思うのですが、岩手県はどうなっているのかお伺いします。

○千田生徒指導課長 まず、自殺についてでございますが、この調査では都道府県別なのは公表されておりませんので、本県で把握しているところでは、令和3年度に3名の自殺がございます。

それから、教育相談体制につきましても、今後重要であると捉えておまして、概要ということでまとめたところがございますが、記載していなかったところがございます。ただし、先ほどお話がありましたけれども、相談につながっていない子供たちもいるということがございますので、今後とも教育相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 この亡くなった3名の小中高の内訳、あとは要因という部分の分析はされているのかどうかということと、その相談体制の部分の概要もまとまっているのであれば一緒に出していただければありがたかったと思うのですけれども、そのあたりは出せるものなのかどうか。

○千田生徒指導課長 報告いただいているところでは、原因は不明ということで受けております。

それから、相談体制についてですが、詳細なところはお示しできないところがございますので、御了承いただきたいと思えます。

○小林正信委員 やはり前途ある児童生徒が命を絶つということは、重大事態もそうだと思いますけれども、それ以上に重大かつ二度とあってはならないことで、そのあたりはしっかり県

教育委員会としても、不明で済ませるのではなくて、しっかり調査をしていく必要があり、そのあたりは、今後の課題なのかと思っております。

相談体制については、今後充実させていくということでもございましたけれども、岩手県としてもこういった相談体制をしかるべきタイミングでしっかりやっていくというのは、お示しいただければありがたいと思うところです。

あと、不登校の児童生徒については、小学校、中学校は全国平均と比べて少ない割合ですけれども、高校で全国平均に比べて相当上がっており、何か要因があるのかと思っておりますが、そのあたりは把握されているのか、要因分析されているのかお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 高校の不登校についてでございますが、先ほど申しましたことと共通している部分もございますが、要因としては無気力、不安、生活リズムの乱れ、そして友人関係をめぐる問題というところが大きいと認識しているところでございます。

そして、高校が急にふえているということですが、こちらにつきましてもさまざまな支援体制を整えていかなければならないと認識しているところでございます。

○小林正信委員 要因が把握できているということで、支援体制を充実させていくということですが、具体的な支援体制を何かお考えなのか、そのあたりをお伺いします。

○千田生徒指導課長 不登校の初期段階での学校のアセスメントも非常に大切であり、高校でも同様だと思っております。そのために、さまざまな要因をきめ細かく分析しながら、子供たちの支援に努めることが大事だと認識しておりますし、そのマネジメントであります校長のサポートも非常に重要であると認識しております。いじめ対応・不登校支援等アドバイザーに十分に相談等に取り組んでいただきながら、支援をしていきたいと思っております。

○小林正信委員 いじめ対応・不登校支援等アドバイザーは、まだ1名ですが、結構な数いらっしゃるのでもう少しこは充実していかなければならないと思います。またこれは文部科学省の調査ですが、例えば不登校になっている、だったら要因を聞いて、それを吸い上げて分析をするというような県としての調査、分析は行っているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○千田生徒指導課長 非常に不登校の分析は重要であると認識しております。初期段階で早期に不登校の対応が求められるということで、県立学校におきましては長期欠席報告ということで、各学校の欠席がふえている生徒の状況を定期的にこちらのほうに報告いただいて、情報共有を図っているところでございます。

○小林正信委員 その長期欠席報告で、何で長期欠席しているのかという理由は把握しているということでもいいのですか。

○千田生徒指導課長 そういった要因も含めまして、欠席が30日にならないうちということで、初期段階で対応するように努めているところでございます。

○小林正信委員 例えば、どういう理由で今高校生が長期欠席になっているのか、長期欠

席報告の内容をしっかりとまとめて、それを分析して対策に生かしていくというようなことをやっていच्छるのかどうか。

○千田生徒指導課長 この調査をもとに分析というところまでは十分に至っていないところではございますが、さまざまな要因が子供たちにあるということは認識しているところでございます。そして、そのためには、各学校の教育相談担当はもちろんでございますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの派遣等も生かしながら支援しているということでございます。

○小林正信委員 こういう部分も、やはり生徒一人一人の状況を伺いながら、まとめて分析をしていくというのにも必要なかと思ひます。国がやってくれているからというのもあるのですけれども、県独自でもそういう調査というか分析をしていく必要があると考えております。また先ほど初期での対応が大事だというお話もありましたが、相談体制の充実というところで、10月にも質問させていただいたのですけれども、アプリや1人1台端末を活用した相談システムの整備は早期にやっていきたいというお話でした。先ほどスピード感が重要というお話もありましたが、このあたりの状況はどのようにしているのかお伺ひしたいと思ひます。

○千田生徒指導課長 1人1台端末を活用した相談体制の構築でございますが、現在、整備に努めているところでございまして、間もなく試行したいと考えております。

○小林正信委員 先ほど4割の方が不登校になっても相談できないという話をされておりましたけれども、やはり相談する間口を広げるという意味でも、相談体制を整備していくというのは非常に重要なかと思ひますし、さらにスピード感を持ってやっていただきたいと思ひます。そして、今不登校にある方ともそういったさまざまなツールを活用して、アウトリーチができないのであればオンラインでさまざまな相談を受けるということもできるのかと思ひておりますので、そういった部分をしっかりと充実させていただきたいと思ひます。また先ほどスクールソーシャルワーカーのお話も少し出ましたけれども、北上市で2名スクールソーシャルワーカーを配置するといった報道もございました。市町村との連携も重要かと思ひますので、このスクールソーシャルワーカーの充実、また市町村と連携したスクールソーシャルワーカーの充実といったところはどのように考えているのかということをお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○千田生徒指導課長 スクールソーシャルワーカーは、大変重要な役割を担っていると承知しております。不登校への対応、あるいは家庭への支援に加え、学校と福祉機関、医療機関との連携、調整を行うなど、生徒を取り巻く環境に働きかける活動になっており、その対応数もふえているところでございます。スクールカウンセラー等が学校でチームとして支援できるように、今後も体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、以上をもって教育委員会からの報告を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。